

高資本費対策の見直し

高資本費対策の見直しについて(論点)

(制度趣旨)

- 高資本費対策の創設趣旨においては、「高処理原価の原因が主として資本費によるものと考えられることから、資本費の高い団体について、処理原価を使用料の徴収が可能となる程度にまで引き下げのため、資本費が一定水準を超える部分について、一定期間に限り一般会計の繰出しを認める措置を検討すべき」(P.3～P.5: S61 下水道財政制度研究委員会報告書)とされている。

(対象年限)

- 資本費単価が下がらないまま、徐々に高資本費対策の対象範囲に該当しなくなりつつある(P.6～P.19)。現行の「供用開始後30年未満」が実態に合わなくなっているが、対象とする年限をどう考えるか。見直しに当たっては、例えば、現行の財政措置下における供用開始後年数と経費回収率(P.20～P.21)が参考になるのではないか。

(経営努力要件としての使用料水準)

- 全体の使用料水準が上昇している中、現行の「使用料150円/㎡(月3,000円/20㎡)以上」という要件を再度検討する必要があるが、その水準をどう考えるか。
- 例えば、以下のような水準を参考に経営努力要件を課すことは考えられないか。
 - ・平成17年に参考とした水道料金の平均(20㎡13㎡リ)(H29:3,221円)
 - ・下水道事業の平均使用料(H29:3,041円)を超えた団体の平均(単純平均:3,656円)
 - ・水道の高料金対策の要件として設定した供給単価(有収水量1㎡当たりの給水収益)×20(3,620円)
 - ・下水道の使用料単価(有収水量1㎡当たりの使用料収入)×20(H29:3,385円)
- 平成29年度から経営戦略の策定を高資本費対策の要件としたが、今後さらなる経営努力を要件化するとしたら、どういったことが考えられるか(例えば、新たなロードマップを踏まえた公営企業会計の適用)。

(その他の論点)

- 前述(資料1)のように、現在、高処理原価の原因が維持管理費によるものについて、まずは広域化・共同化を進めているが、広域化・共同化できないものについてはどういう方策がありうるか(資料3へ)。

資本費平準化債、高資本費対策の創設経緯①(第5次財研)

【第5次下水道財政研究委員会提言(昭和60年7月)】

第4 下水道財政のあり方

1 費用負担の基本的考え方

③ 下水道の維持管理に係る費用負担の考え方

IV) 高料金対策に要する費用

供用開始後、処理原価が一定の基準を超えるものについて、使用者負担の軽減を図るため、高料金対策として一定期間、公費負担を認めることもやむを得ないものと考えられる。

2 建設財源

(3) 地方債

③ 地方債の償還期間等

また、初期の資本費負担を軽減するため、現在措置されている未稼働資産や未利用資産から発生する元利償還金に対する起債措置の拡充強化(資本費負担平準化措置)を図るべきである。

3 維持管理財源

下水道事業は、国庫補助金、地方債、受益者負担金、地方公共団体の一般財源等により建設が行われている事業であるが、供用開始後において適正かつ効率的な維持管理がなされて初めてその機能を発揮する事業であることから、供用開始後の維持管理費及び資本費について十分な財源確保がなされなければならない。

(1) 使用料

① 使用料の基本的考え方

下水道使用料は、その実態を考慮しつつ、下水道の費用負担のあり方を踏まえた使用料対象費用を基礎とし、能率的な管理の下における適正な原価の範囲内で定める必要がある。この場合、汚水処理原価は、下水道事業の初期段階においては極端に高く、事業の伸展に伴い逡減する傾向にあるので、具体的な使用料の算定に際しては、長期的に収支の均衡を図ることが必要である。

⑤ 長期的収支の均衡を図るための措置

使用料対象費用については以上で述べたとおりであるが、汚水処理原価は下水道事業の初期段階においては極端に高く、進展に応じて逡減する傾向にあるので具体的な使用料の算定に際しては、長期的に収支の均衡を図ることが必要であり、そのためには、現在制度化されている未稼働資産等債を拡充強化し、供用開始後一定期間に生じる資本費の平準化を図るための措置(資本費負担平準化措置)を講じることが適当である。

また、この場合においても、なお処理原価が一定の基準を超えるものについては、使用者負担の軽減を図るため、高料金対策を講じることが適当である。

資本費平準化債、高資本費対策の創設経緯②(下水道財政制度研究委員会)

【下水道財政制度研究委員会報告書の概要（昭和61年3月）】

1 資本費負担の平準化措置について

(1) 現状と問題点

下水道整備は、その完成までに長年月を要し、事業区域が広汎にわたることから、不可避免的に先行投資が大きい事業であり、供用開始当初はその処理原価は著しく高くなる傾向がある。

このような供用開始当初の高い処理原価を、全て利用者から徴収しようとする、事実上、利用者が負担できない高い使用料を設定せざるを得ないとともに、本来は、後年度の利用者から徴収すべき先行投資分も当初の利用者が、負担することとなる。

現行制度では、供用開始前の元利償還金及び供用開始後の利子のみを対象として、一定条件のもとに後年度に繰り延べるための起債措置が認められているが、起債対象範囲が限定されているため、これらの問題は完全に解決されておらず、処理原価が著しく高くなることから、実際の各団体の使用料は処理原価に比し著しく低い水準にとどまっているのが現状である。

(2) 資本費平準化債

そこで、現行の制度を拡充し、供用開始当初の負担を将来に繰り延べることにより供用開始当初の負担を軽減し、かつ、負担の公平を図るため、以下の内容の資本費平準化債を設けることが適当である。この措置により、各団体は、徴収可能な使用料が設定できるものと考えられる。

① 対象事業

公共下水道、流域下水道及び特定環境保全公共下水道を対象とするものとする。ただし、供用開始後のものに係る資本費平準化債については、経営の健全化を行うことが確実と認められる事業に限定する必要がある。

② 対象範囲

供用開始前及び供用開始当初の資本費について、すべて後年度に繰り延べるため、供用開始前及び供用開始後5年以内に発生する元利償還金の全額を起債対象とするものとする。この場合「供用開始」とは、処理区ごとに認定するのが適当である。

なお、供用開始後6年以降の資本費については、後述の高資本費対策の対象とすることとする。

資本費平準化債、高資本費対策の創設経緯③(下水道財政制度研究委員会)

【下水道財政制度研究委員会報告書の概要（昭和61年3月）】

2 高資本費対策について

(1) 現状と問題点

供用開始直後の高額な処理原価については、前述の「資本費平準化債」により対処するとしても、供用開始後ある程度の期間が経過してもなお、地理的条件等により、依然として処理原価が全国レベルよりも高額な団体が存在する。このような団体は前述の「資本費平準化債」が認められる期間を経過してもなお、処理原価が高額なまま推移することとなる。

処理原価が高い団体でも、本来、それに見合った料金を設定すべきであるが、このような団体については、処理原価が徴収可能な使用料水準をかなり上回っているため、処理原価をベースに使用料を設定することが著しく困難となっている。

(2) 高資本費対策の創設

以上のような問題をふまえると、使用料として徴収可能な水準まで処理原価を引き下げるとともに、引下げ後の処理原価を目標に使用料の段階的な引上げを促すことが必要であると考えられる。

高処理原価の原因は、主として資本費によるものと考えられることから、これら資本費の高い団体について、処理原価を使用料の徴収が可能となる程度にまで引き下げするため、資本費が一定水準を超える部分について、一定期間に限り一般会計の繰出しを認める措置を検討すべきである。

この「高資本費対策」の内容は以下のとおりとするべきものとする。

① 対象団体

資本費単価等が、一定基準（例えば、全国平均の資本費単価）を超える団体のうち、経営安定化計画（仮称、計画期間を10年程度都市、料金の適正化、維持管理費の削減等の経営の健全化を目標とするもの。）を策定している団体で、その計画が妥当と認められる団体を対象とするものとする。

② 繰出し対象額

当該団体の資本費のうち、一定基準の資本費を超える部分について、一般会計の繰出しを認めることとする。なお、団体の過大投資の結果増加した資本費額までも対象とすることを避けるため、繰出し額について、一定の上限を設けることを検討する必要がある。

③ 措置期間

一般会計からの繰出しは、資本費平準化債の対象期間中は認める必要はないので、当該期間経過後の供用開始後6年目から認めるとともに、使用料の段階的適正化を図るために必要な期間として10年間を見込むこととし、措置期間を供用開始後6年から15年までとする。

(3) 交付税措置

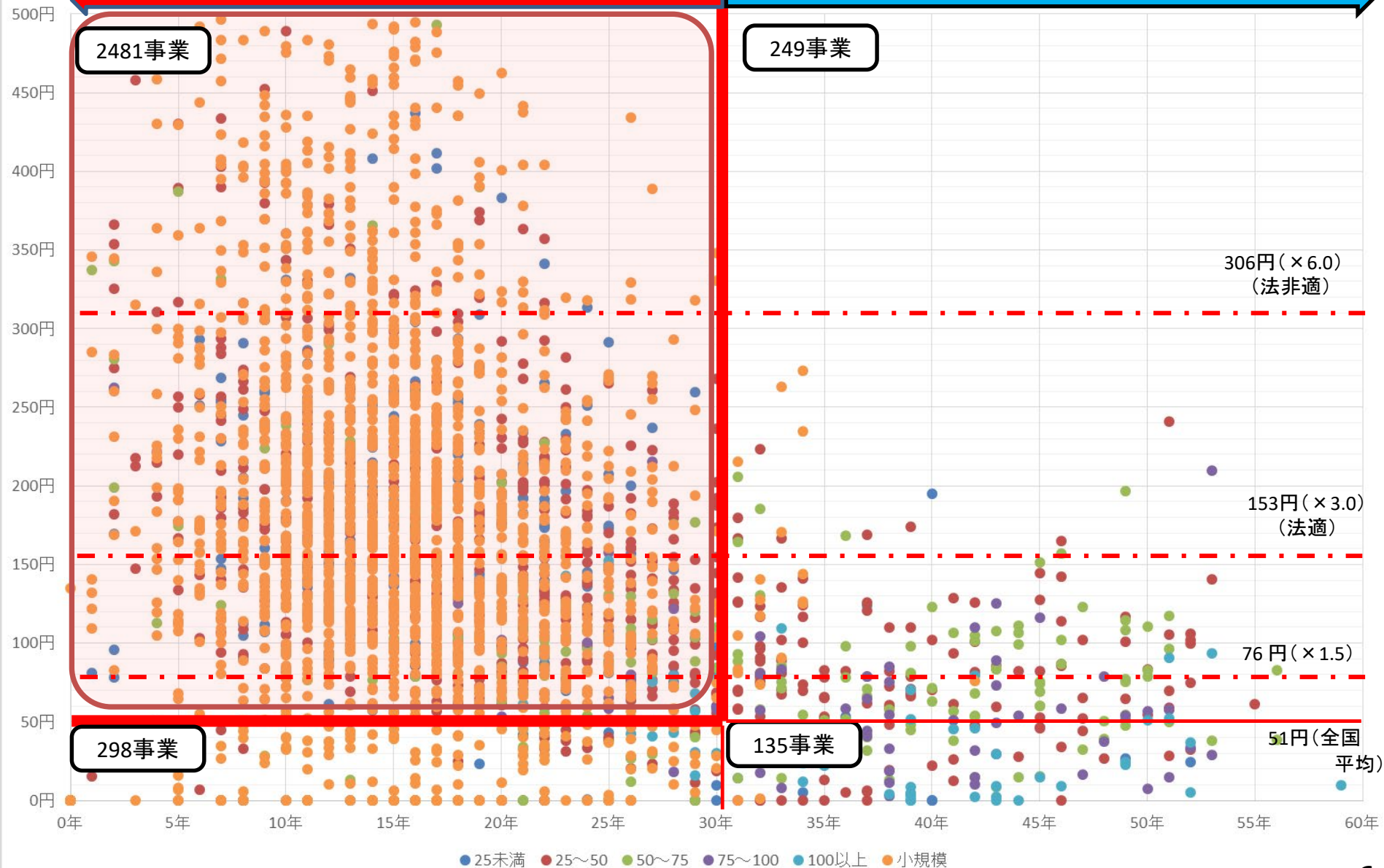
一般会計からの繰出しについては、交付税措置を講ずることが適当である。

供用開始後年数と資本費単価の分布図・全体（平成25年度）

(使用料対象
資本費単価)

対 象

対 象 外

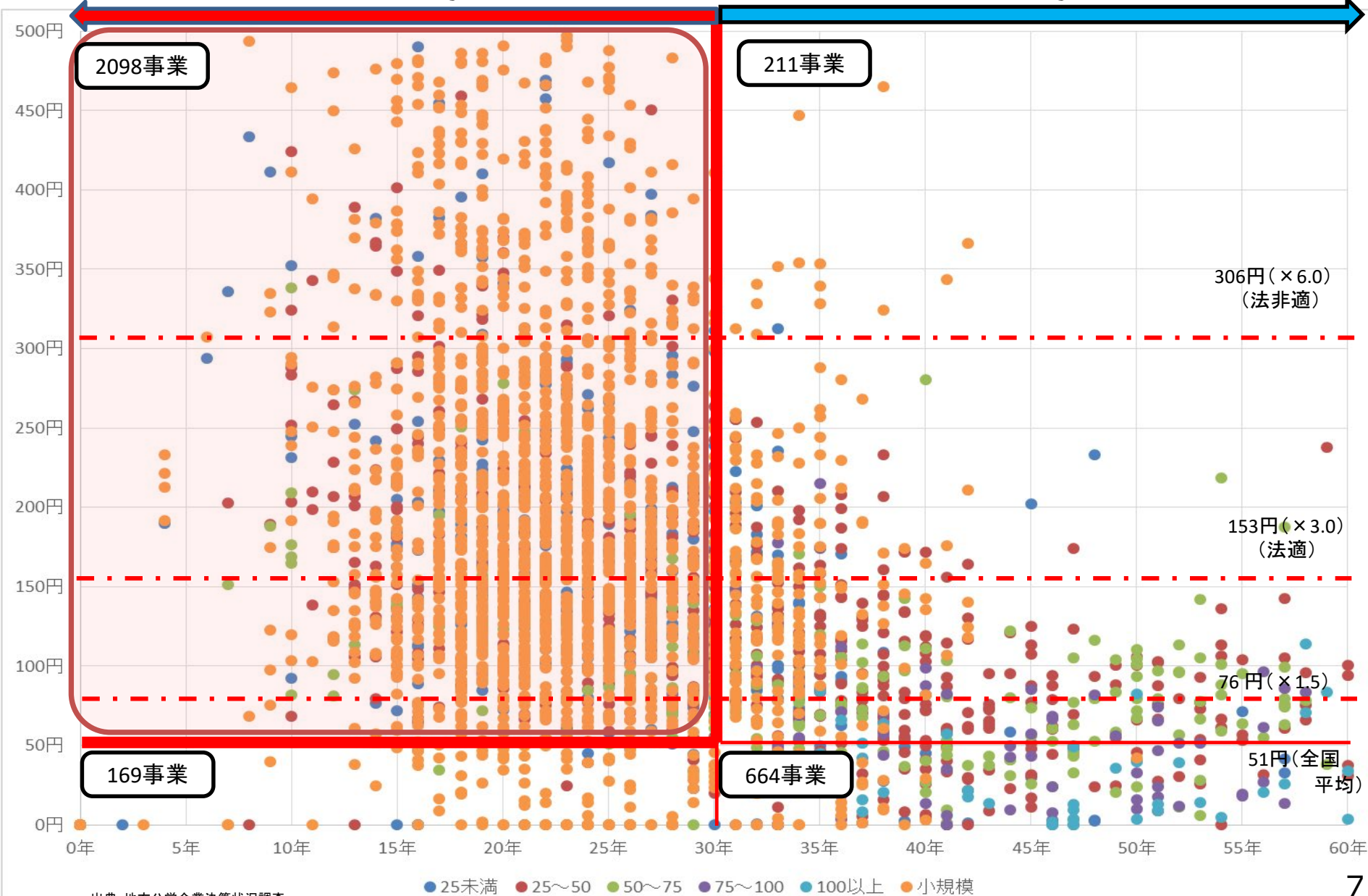


供用開始後年数と資本費単価の分布図・全体（平成31年度）

(使用料対象
資本費単価)

対 象

対 象 外



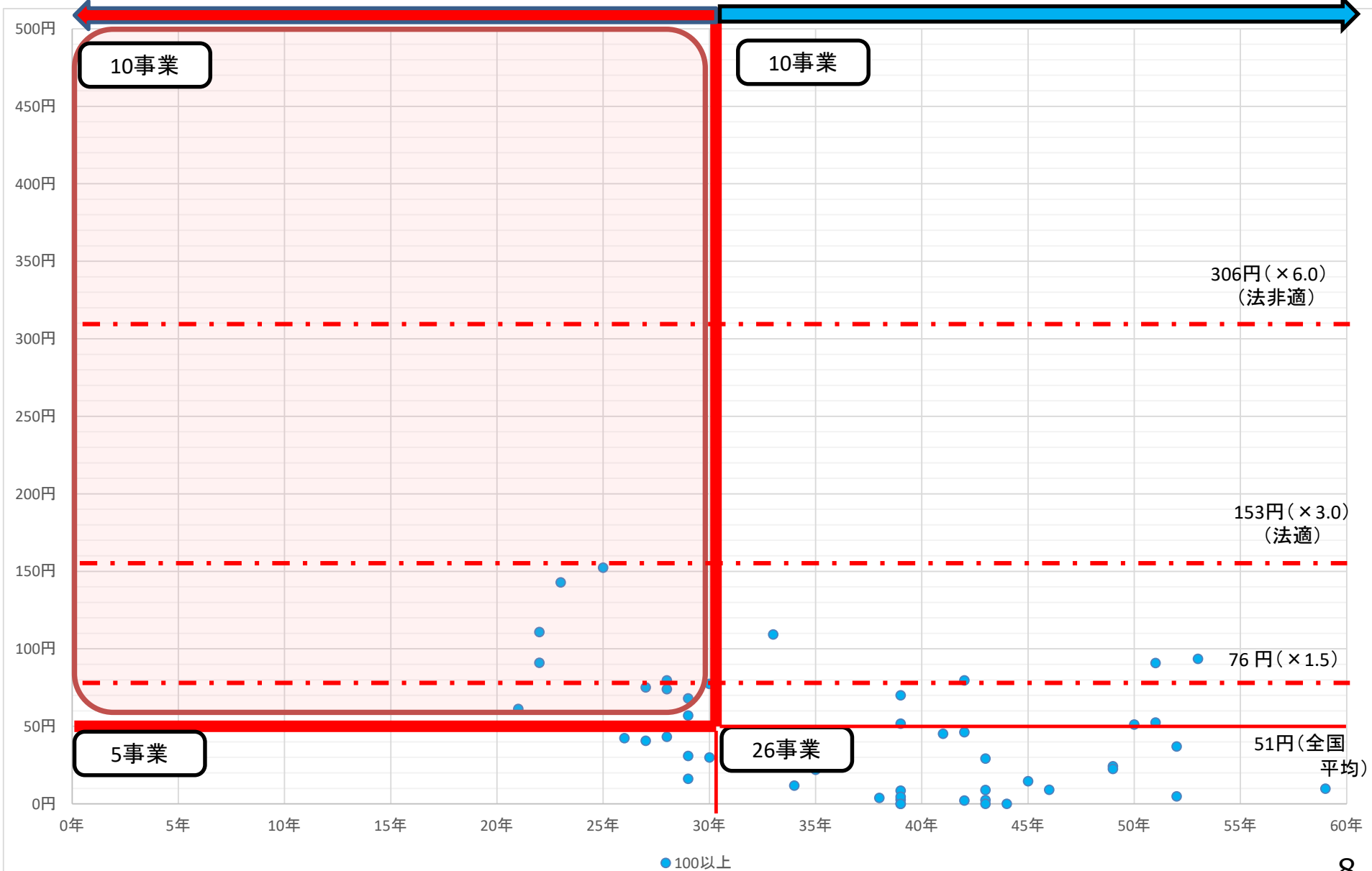
出典：地方公営企業決算状況調査
※浄化槽事業、異常値等を除く。

供用開始後年数と資本費単価の分布図・100ha/人以上（平成25年度）

(使用料対象
資本費単価)

対 象

対 象 外



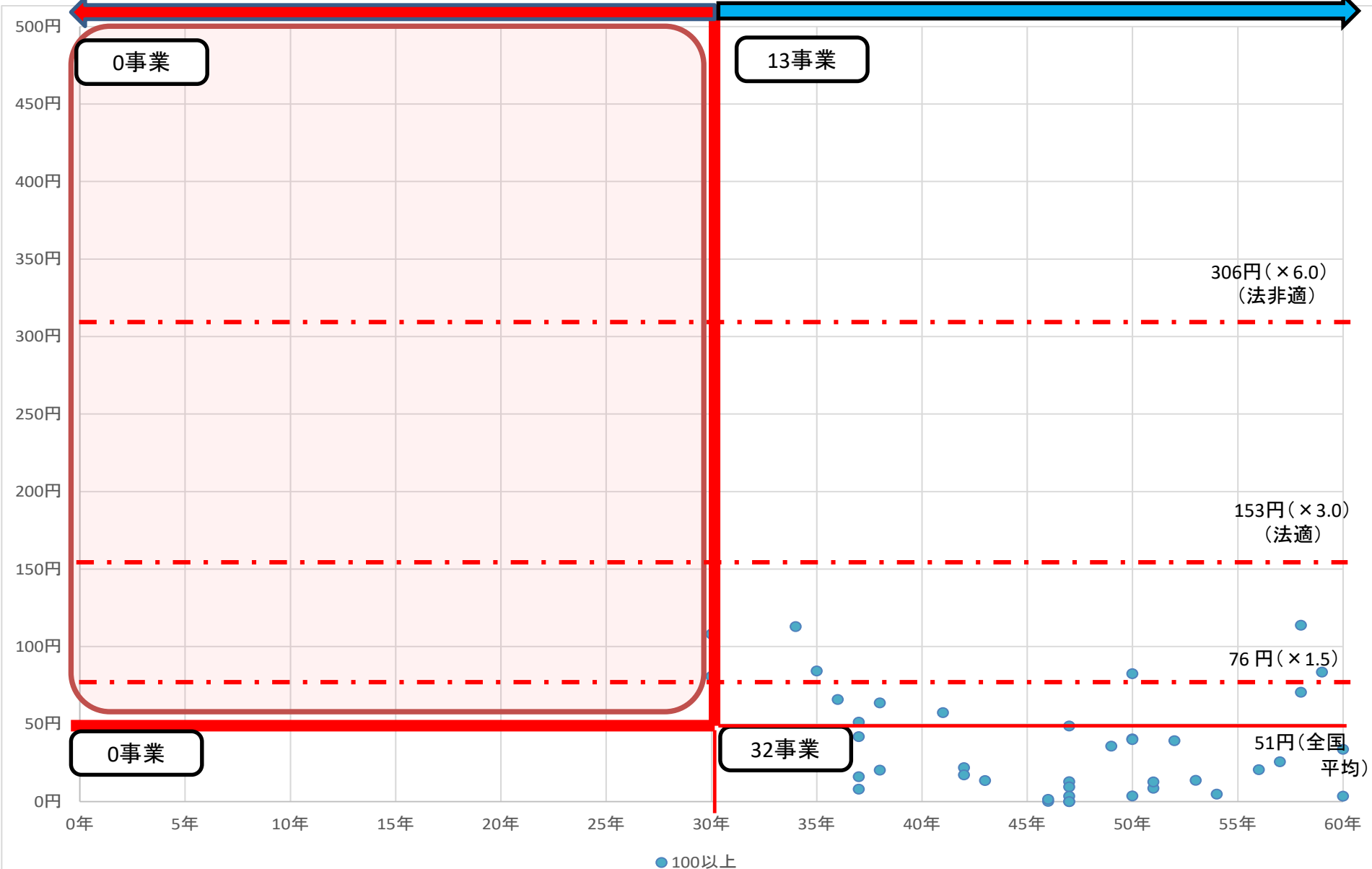
出典：地方公営企業決算状況調査
※浄化槽事業、異常値等を除く。

供用開始後年数と資本費単価の分布図・100ha/人以上（平成31年度）

(使用料対象
資本費単価)

対 象

対 象 外

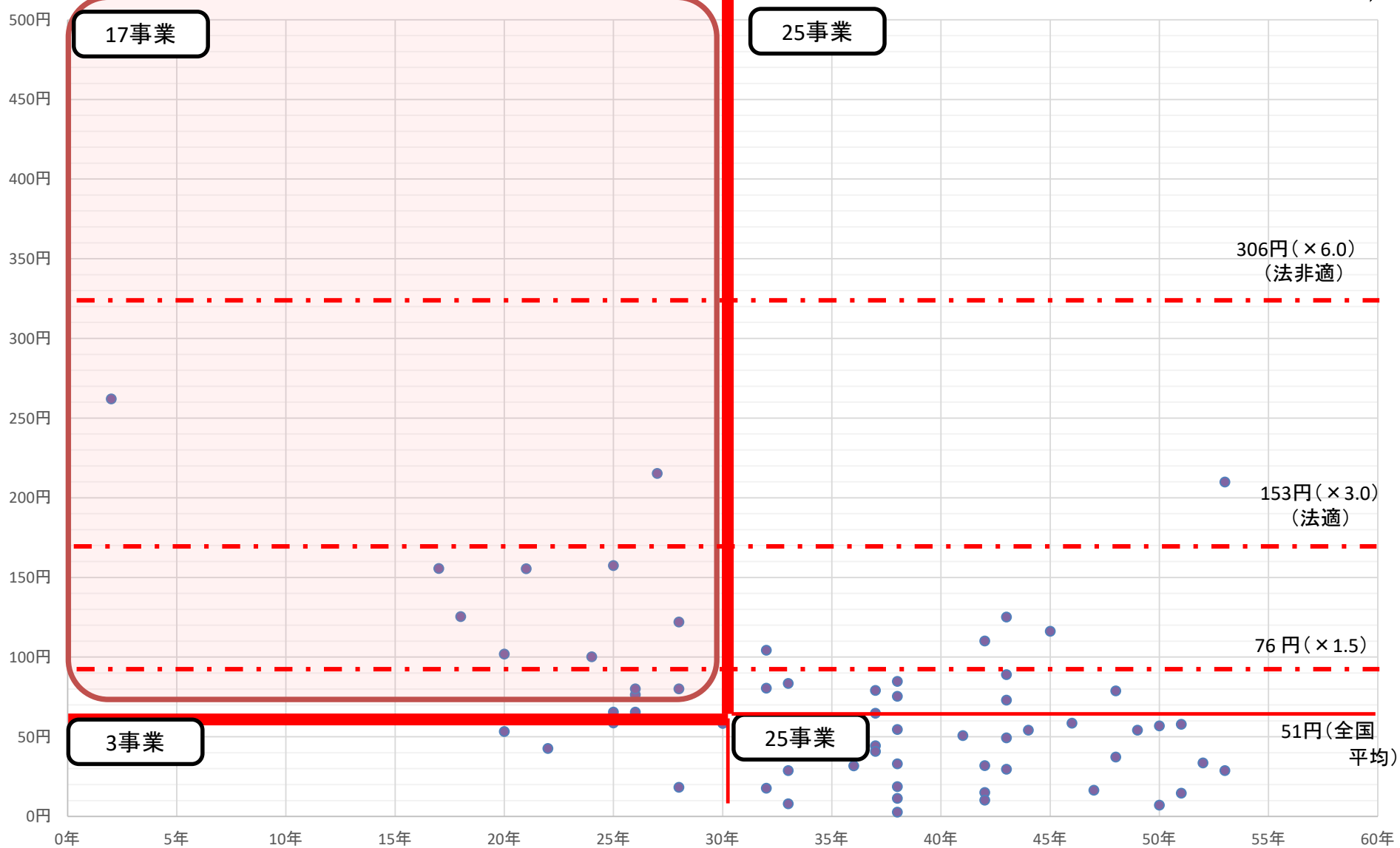


供用開始後年数と資本費単価の分布図・75~100ha/人（平成25年度）

(使用料対象
資本費単価)

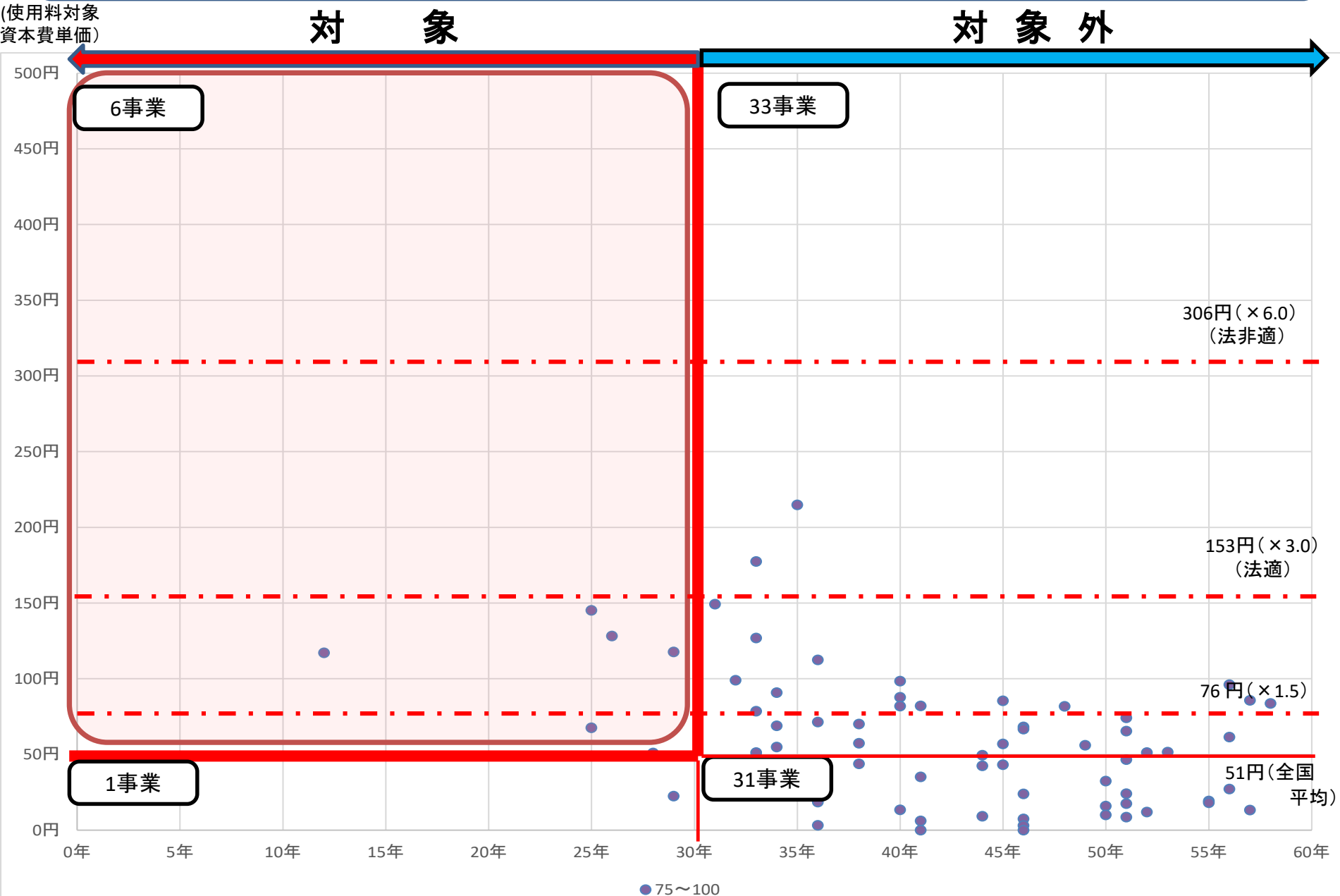
対 象

対 象 外



出典：地方公営企業決算状況調査
※浄化槽事業、異常値等を除く。

供用開始後年数と資本費単価の分布図・75~100ha/人（平成31年度）

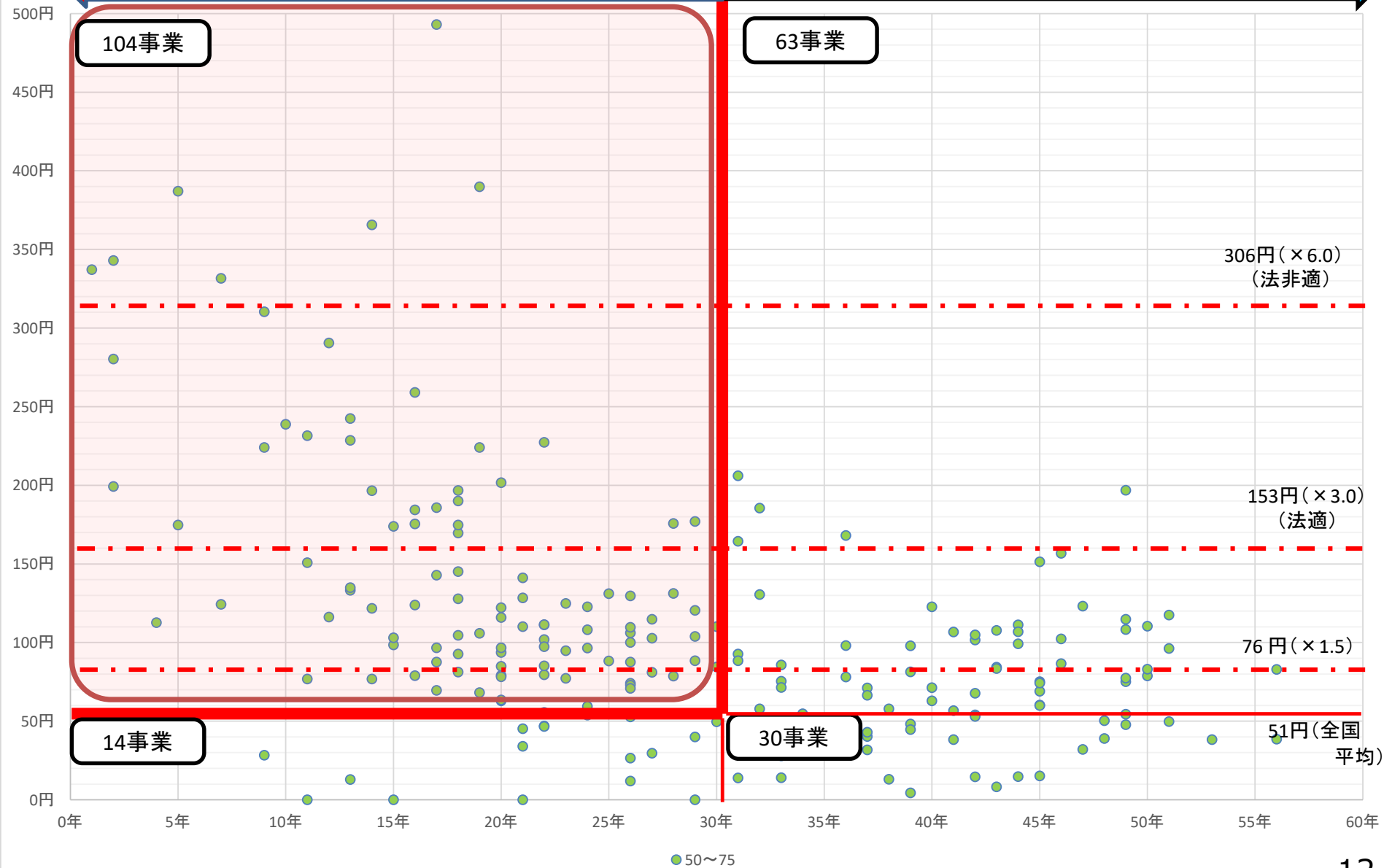


供用開始後年数と資本費単価の分布図・50~75ha/人（平成25年度）

(使用料対象
資本費単価)

対 象

対 象 外

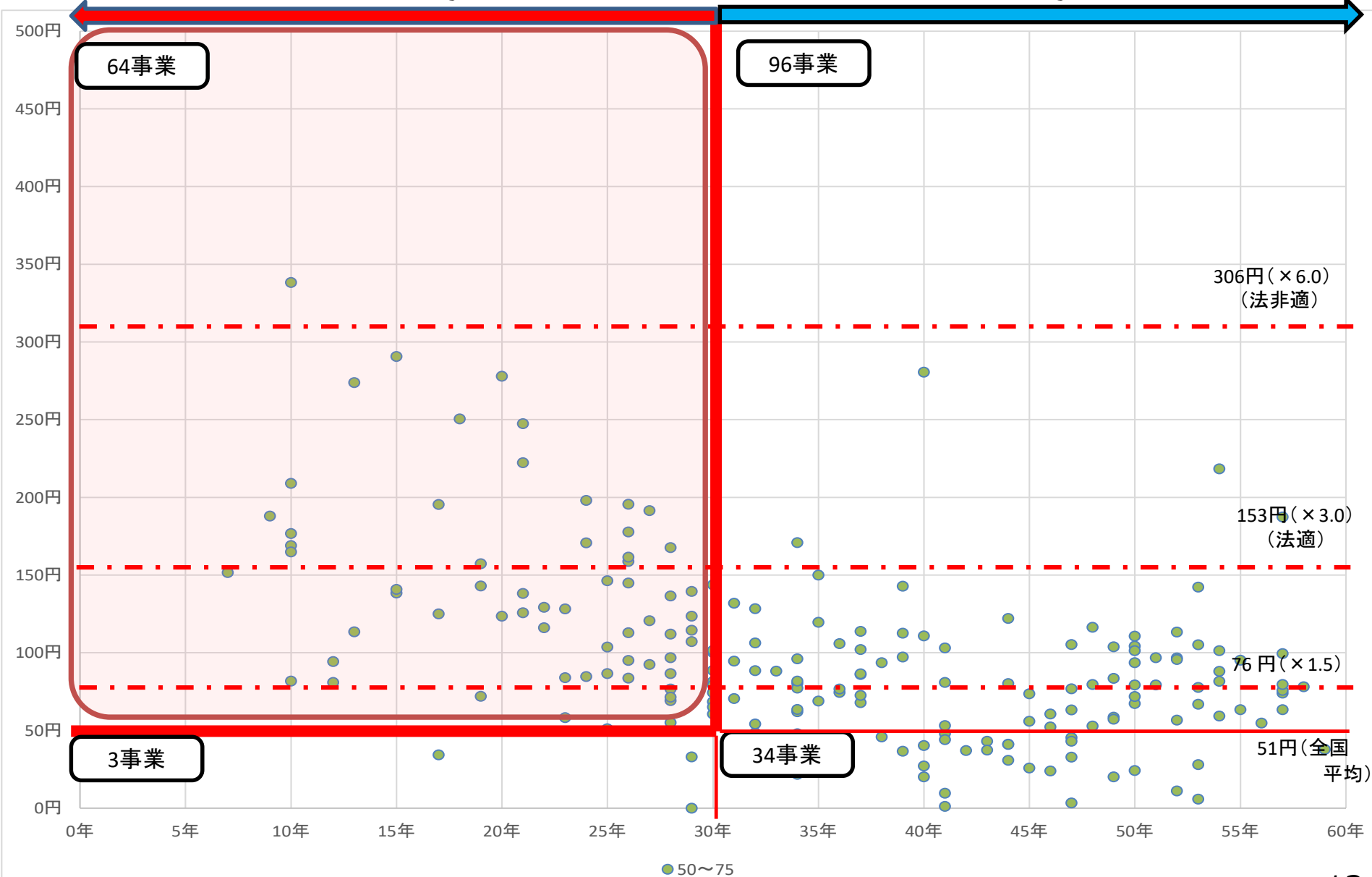


供用開始後年数と資本費単価の分布図・50～75ha/人（平成31年度）

(使用料対象
資本費単価)

対 象

対 象 外

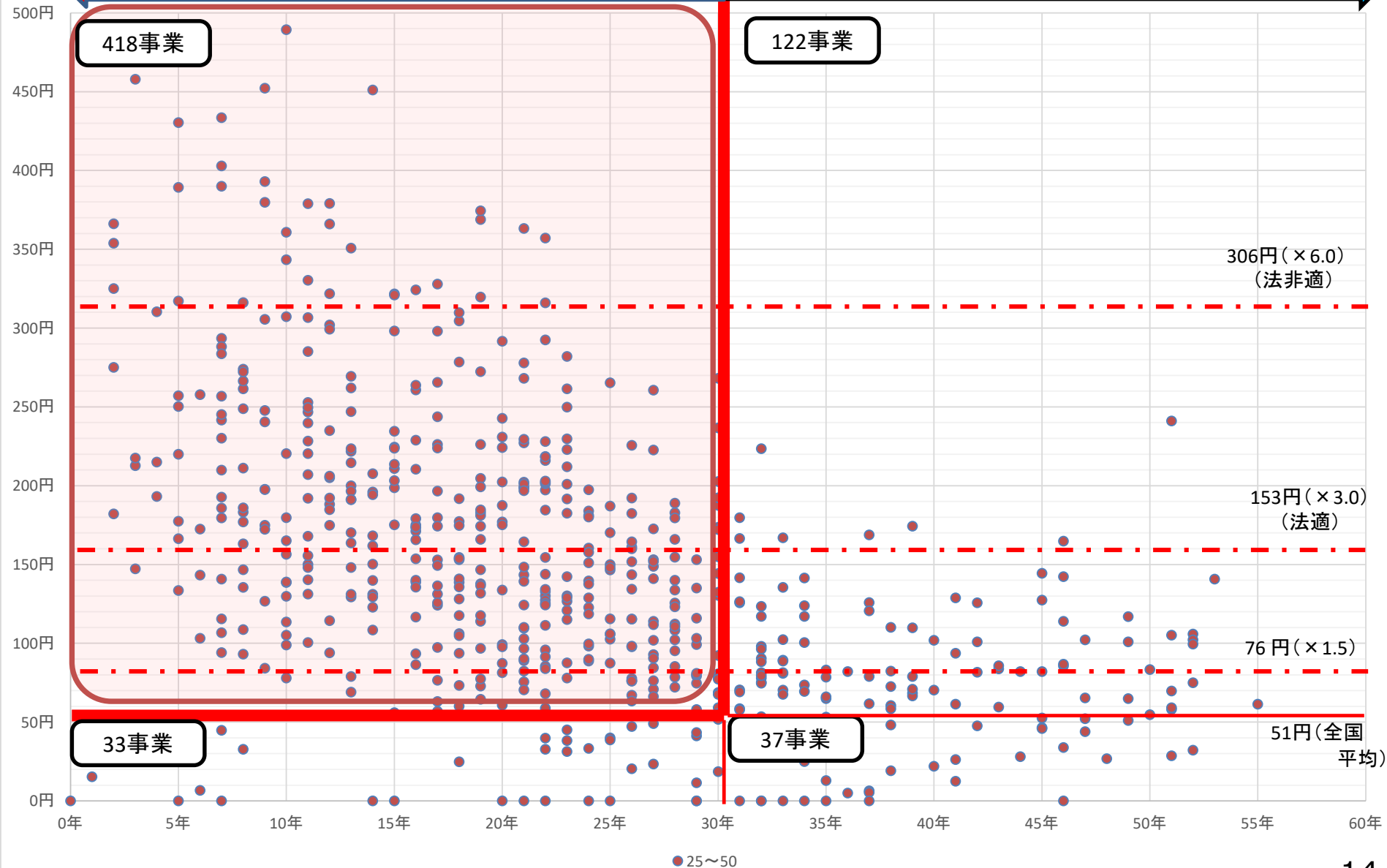


供用開始後年数と資本費単価の分布図・25～50ha/人（平成25年度）

(使用料対象
資本費単価)

対 象

対 象 外

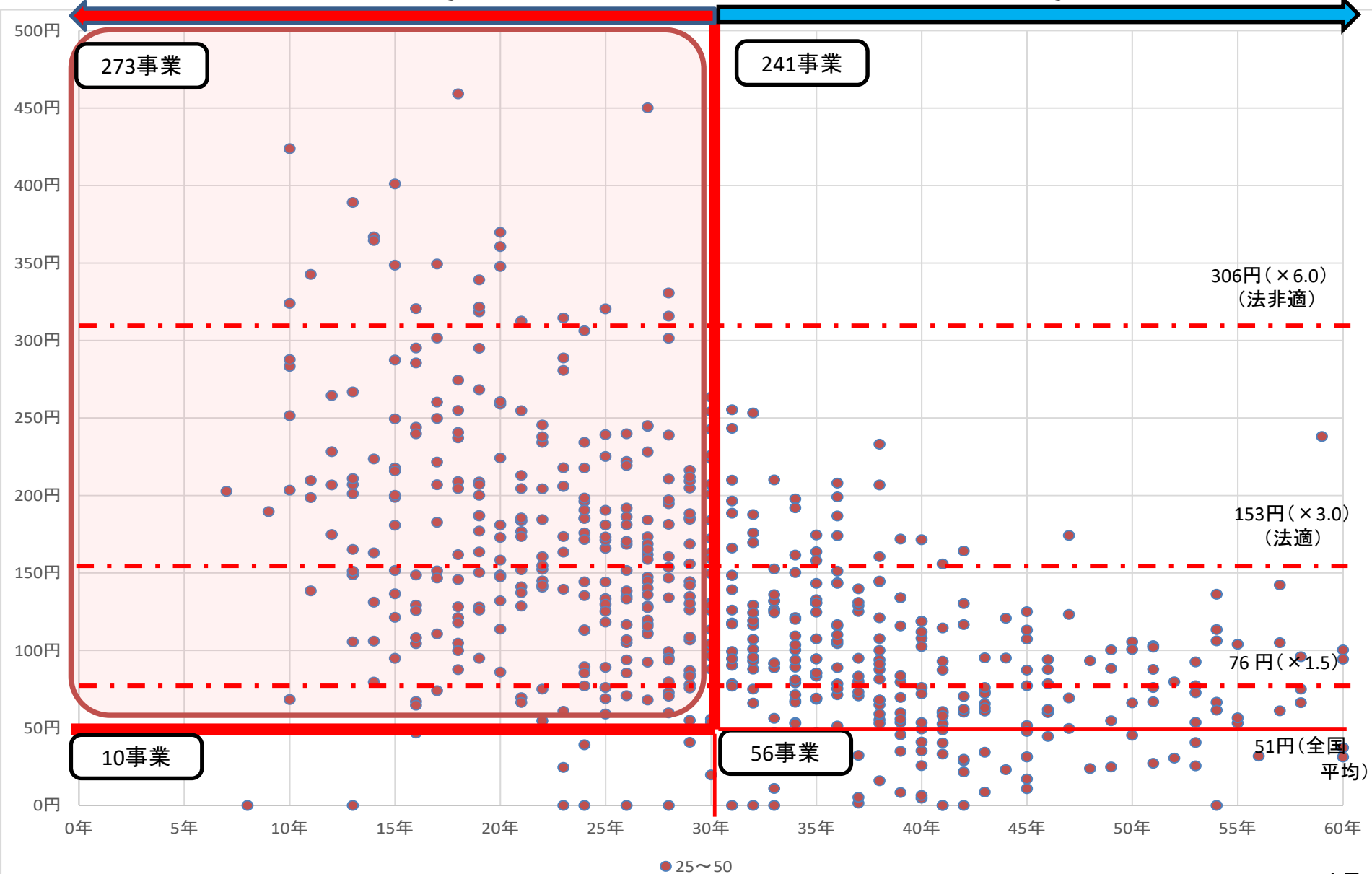


供用開始後年数と資本費単価の分布図・25～50ha/人（平成31年度）

(使用料対象
資本費単価)

対 象

対 象 外

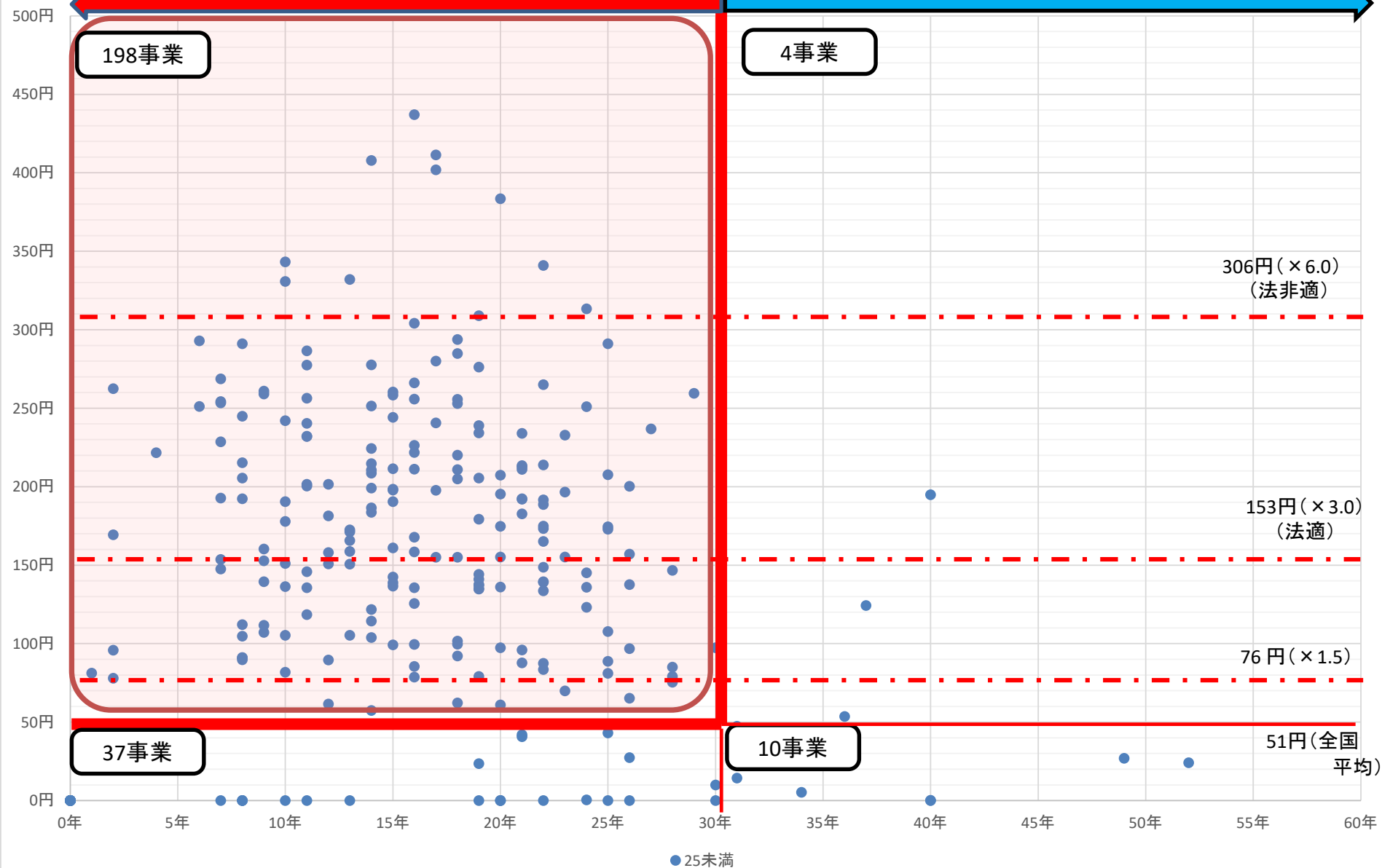


供用開始後年数と資本費単価の分布図・25ha/人未満（平成25年度）

(使用料対象
資本費単価)

対 象

対 象 外

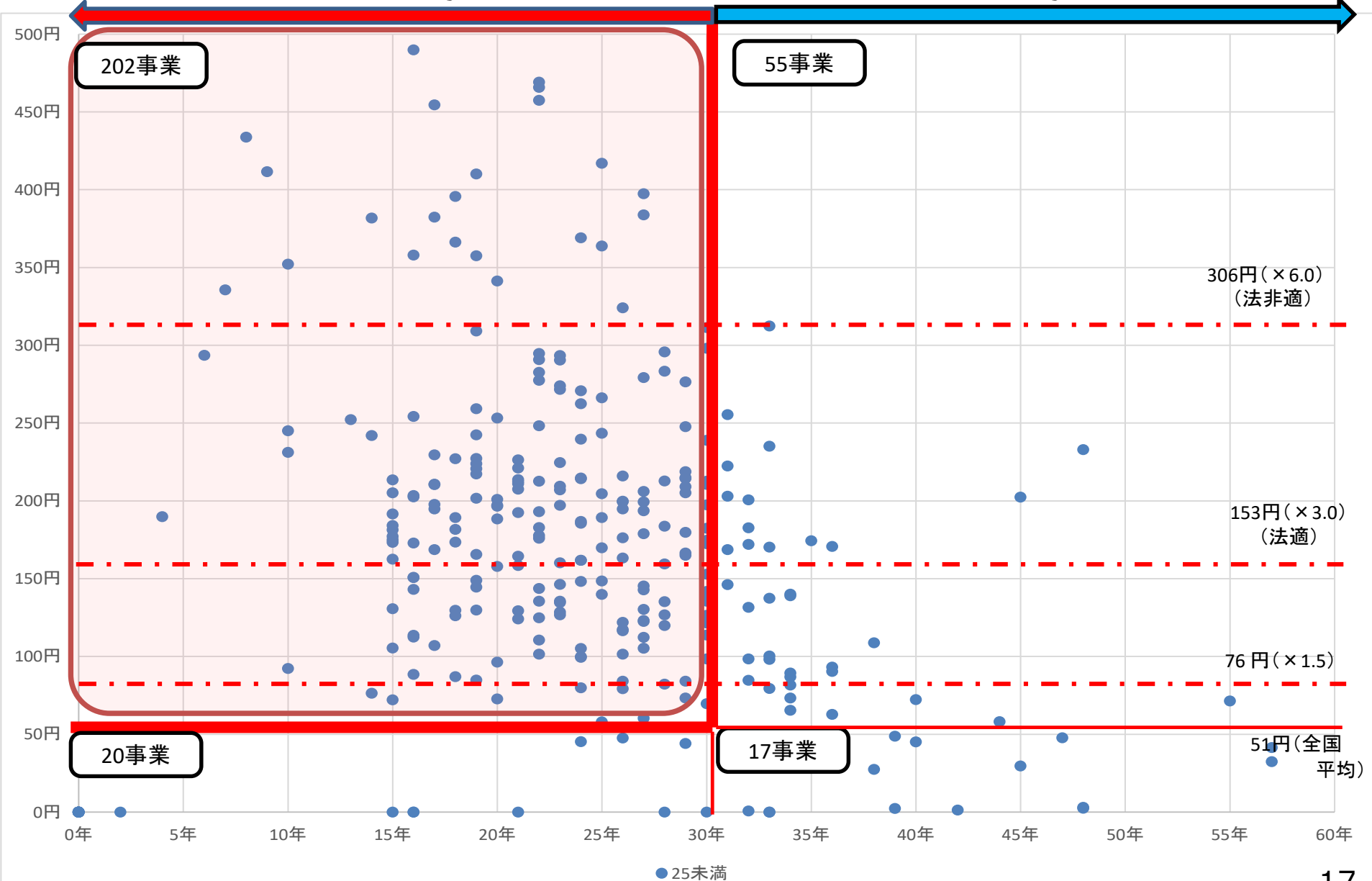


供用開始後年数と資本費単価の分布図・25ha/人未満（平成31年度）

(使用料対象
資本費単価)

対 象

対 象 外



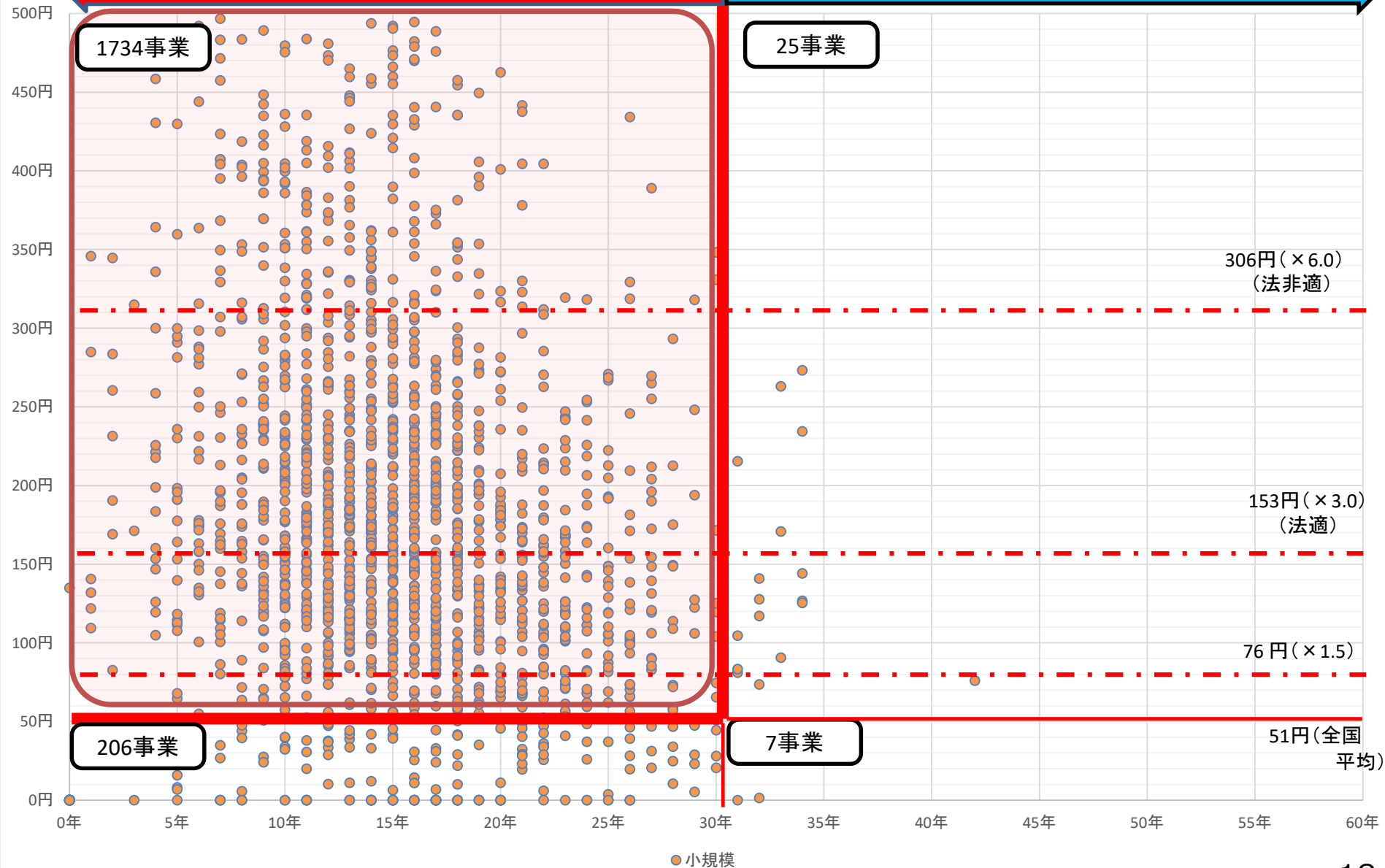
出典：地方公営企業決算状況調査
※浄化槽事業、異常値等を除く。

供用開始後年数と資本費単価の分布図・小規模（平成25年度）

(使用料対象
資本費単価)

対 象

対 象 外

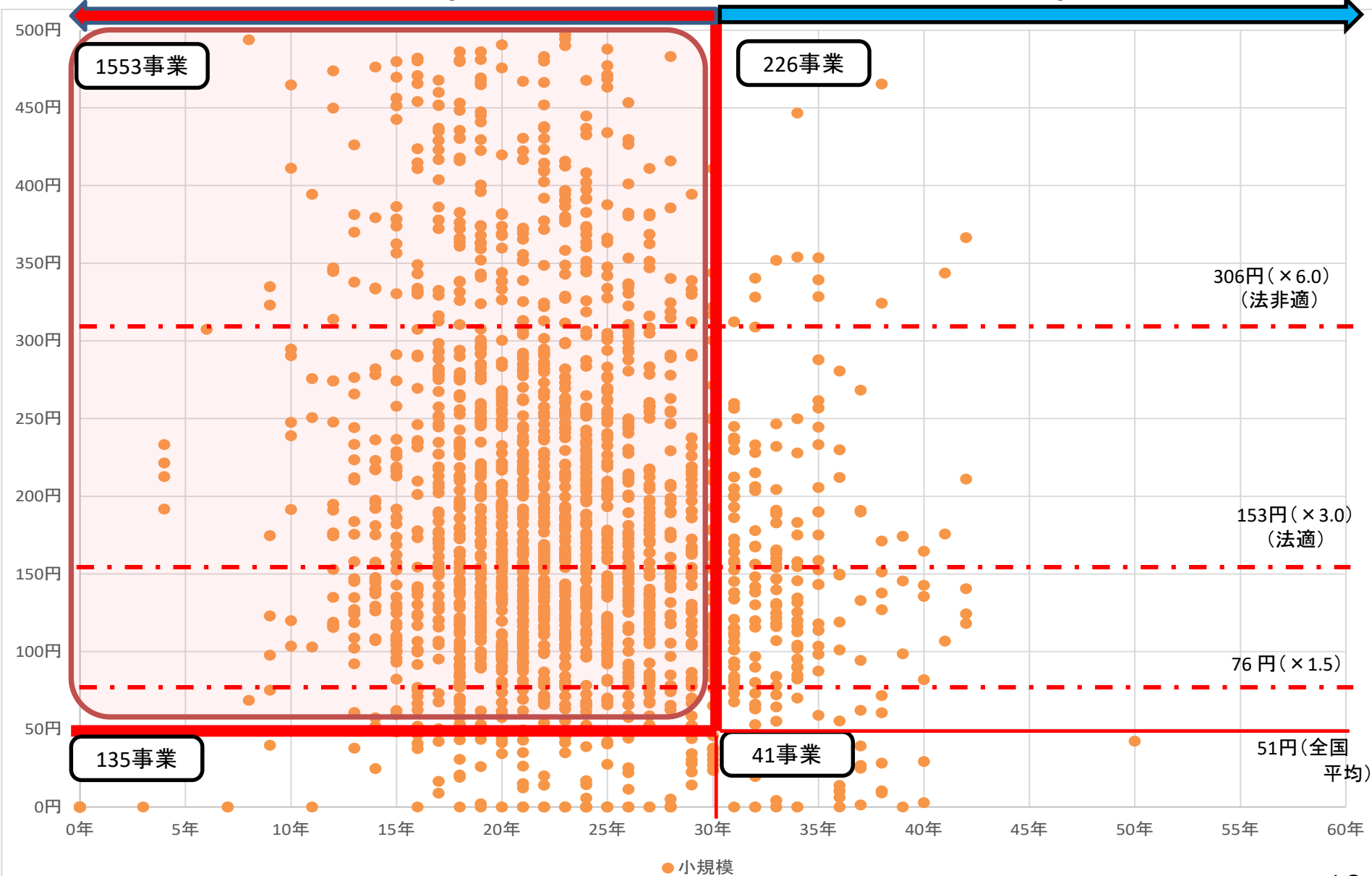


供用開始後年数と資本費単価の分布図・小規模（平成31年度）

(使用料対象
資本費単価)

対 象

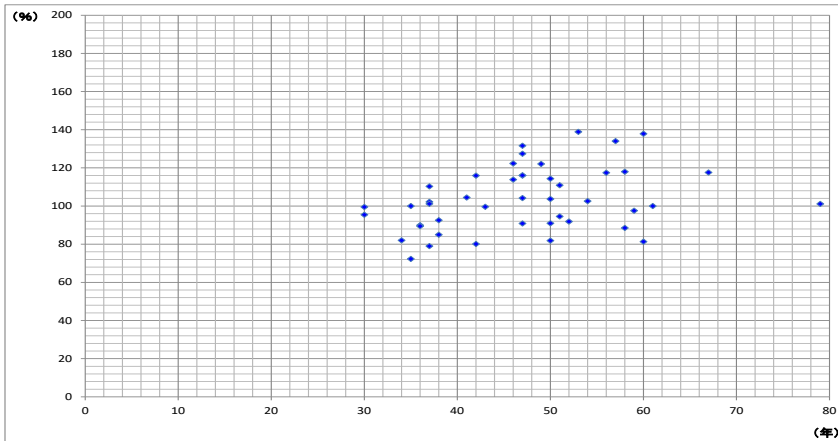
対 象 外



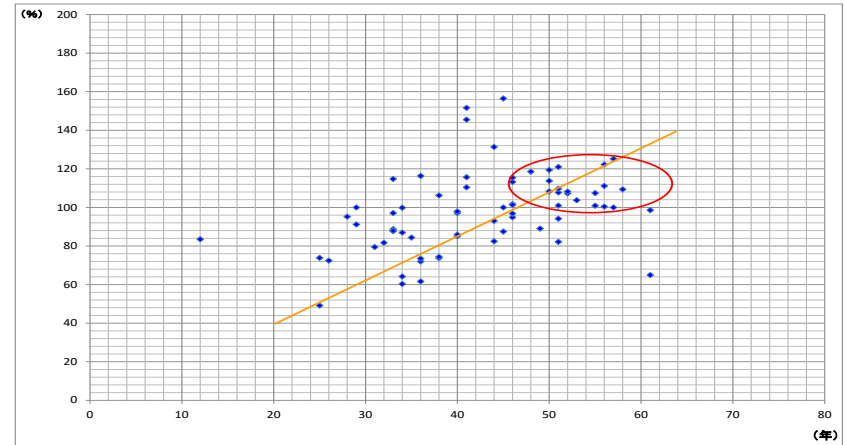
供用開始年数と経費回収率の分布①

- 処理区域内人口密度100人/ha以上の事業では、供用開始年数は30年を超えており、さらに、経費回収率が100%を超えている事業が比較的多い。
- 処理区域内人口密度75～100人/haの事業では、供用開始年数と経費回収率の間に相関関係が見られ、供用開始後45年以上であれば、経費回収率が100%以上となっている事業が多い。
- 処理区域内人口密度50～75人/haの事業では、供用開始年数と経費回収率との相関関係は、それほど見られない。供用開始40年超であっても経費回収率が100%を大きく下回る事業が多い。
- 処理区域内人口密度25～50人/haの事業では、供用開始年数と経費回収率との間に、若干の比例関係が見られる。経費回収率が100%以上となっている事業の割合が多くなるのは、供用開始後40年超経過した事業。

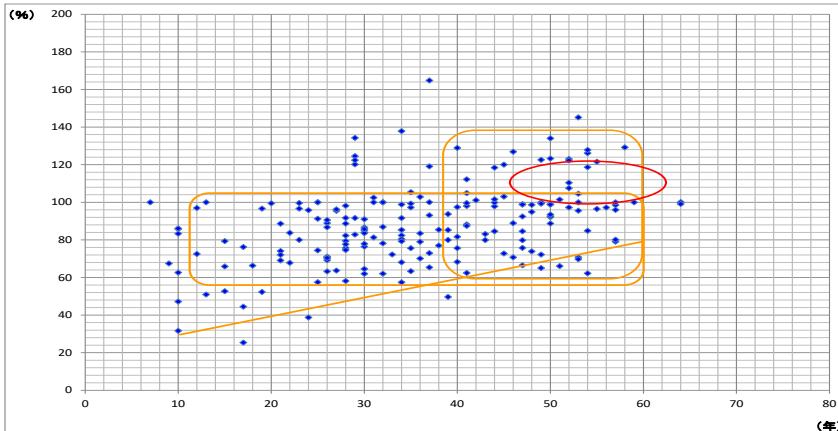
◆ 処理区域内人口密度100人/ha以上



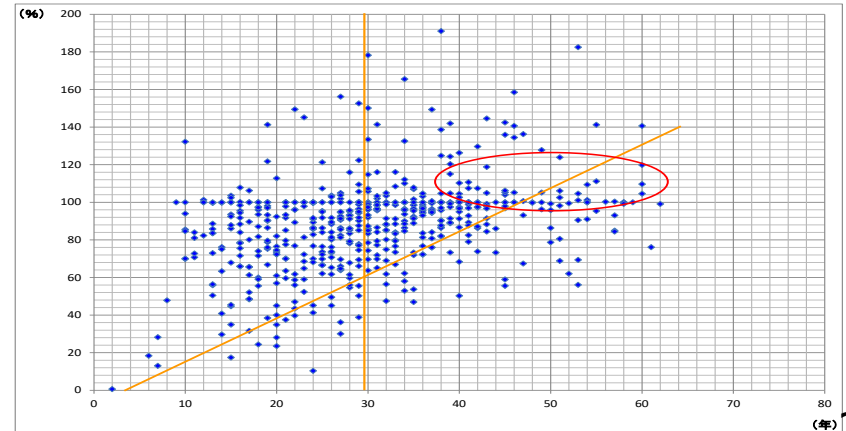
◆ 処理区域内人口密度75～100人/ha



◆ 処理区域内人口密度50～75人/ha



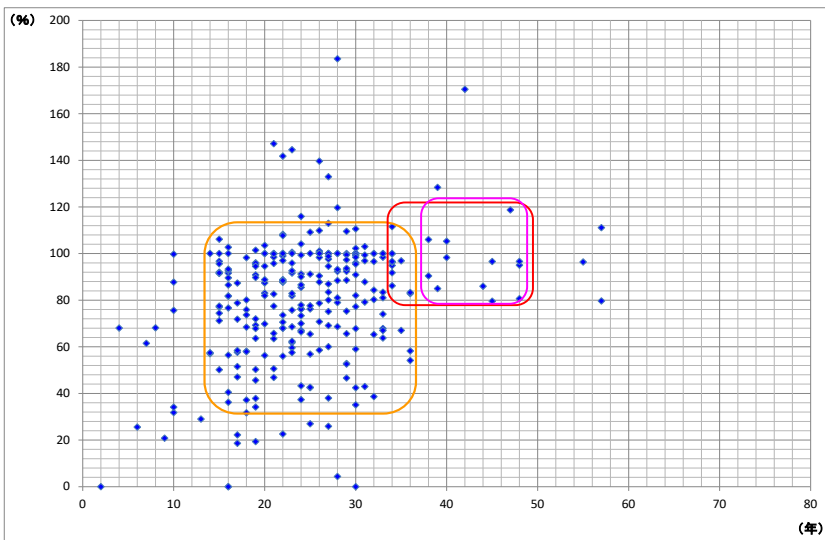
◆ 処理区域内人口密度25～50人/ha



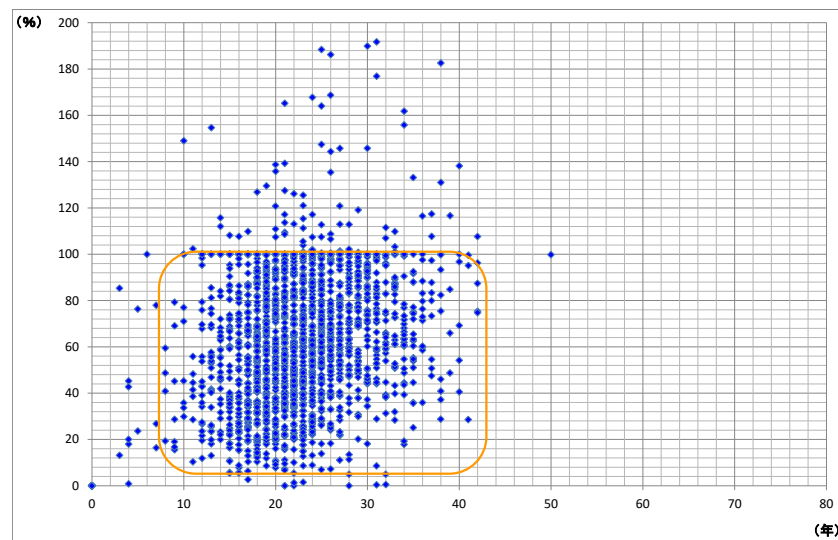
供用開始年数と経費回収率の分布②

- 処理区域内人口密度25人/ha未満の事業及び小規模下水道事業については、供用開始年数と経費回収率との間に相関は見られない。多くの事業が経費回収率が100%を下回る。

◆ 処理区域内人口密度25人/ha未満



◆ 小規模下水道事業



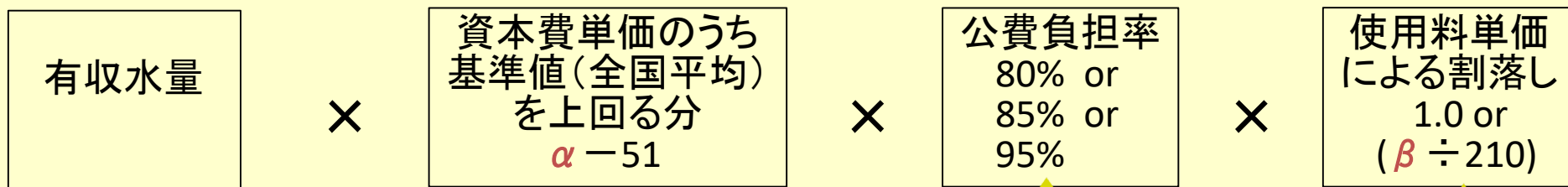
(地方公営企業決算状況調査)

高資本費対策の概要

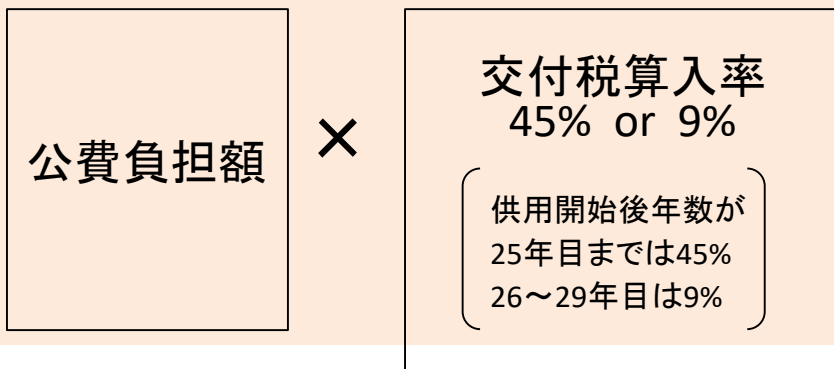
建設改良費が割高なため資本費が高額な下水道事業において、資本費負担の軽減を図ることにより、経営の健全性を確保することを目的として、資本費の一部を繰り出すとともに、交付税措置を講じるもの

1. 要件 供用開始後30年未満の下水道事業(特定公共下水道・流域下水道を除く。)のうち次の要件を満たすものに対して、下記の算式に基づき公費負担額を算出
- ・ 資本費単価(α) 基準値=全国平均(51円/m³(H29))以上
 - ・ 使用料単価(β) 150円/m³(月3,000円/20m³)以上
 - ・ 経営戦略を策定していること

2. 公費負担額(繰出基準額)



3. 交付税措置額



法適用事業		法非適用事業		・使用料単価が全国平均(140円)の1.5倍以上 →1.0 (割落としナシ) ・使用料単価が150円~全国平均の1.5倍未満 → $\beta \div 210$ (割落としアリ 0.72~1.0)
資本費単価(円)	公費負担率(%)	資本費単価(円)	公費負担率(%)	
基準値以上 基準値の1.5倍未満 (51~76)	80	基準値以上 基準値の1.5倍未満 (51~76)	80	
基準値の1.5倍以上 基準値の3倍未満 (76~153)	85	基準値の1.5倍以上 基準値の6倍未満 (76~306)	85	
基準値の3倍以上 (153~)	95	基準値の6倍以上 (306~)	95	

高資本費対策の変遷

年度	対象事業	資本費単価 (単位:円/㎡)	使用料単価 (単位:円/㎡)	その他	交付税措置 (投資補正)	地財計上額 (単位:億円)																												
S61年度 (創設)	供用開始6年から15年までの 公共下水道事業	<ul style="list-style-type: none"> ・供用開始年度ごとに求めた全国平均を上回る事業を対象 <table border="1"> <tr><th>供用開始年度</th><th>資本費単価</th></tr> <tr><td>昭和50年度</td><td>84</td></tr> <tr><td>昭和51年度</td><td>101</td></tr> <tr><td>昭和52年度</td><td>119</td></tr> <tr><td>昭和53年度</td><td>138</td></tr> <tr><td>昭和54年度</td><td>159</td></tr> <tr><td>⋮</td><td>⋮</td></tr> </table> <p>※ 図の数値は平成元年の例</p>	供用開始年度	資本費単価	昭和50年度	84	昭和51年度	101	昭和52年度	119	昭和53年度	138	昭和54年度	159	⋮	⋮		<ul style="list-style-type: none"> ・処理原価が全国平均以上(平成4年度まで) ・経営健全化のために、十分な努力をしている事業(経営安定化計画の策定) 	<ul style="list-style-type: none"> ・単価×有収水量による措置 <table border="1"> <tr><th>供用開始年度</th><th>交付税率</th></tr> <tr><td>昭和50年度～52年度</td><td>20%/㎡</td></tr> <tr><td>昭和53年度～56年度</td><td>40%/㎡</td></tr> <tr><td>昭和57年度～59年度</td><td>60%/㎡</td></tr> </table>	供用開始年度	交付税率	昭和50年度～52年度	20%/㎡	昭和53年度～56年度	40%/㎡	昭和57年度～59年度	60%/㎡	137						
供用開始年度	資本費単価																																	
昭和50年度	84																																	
昭和51年度	101																																	
昭和52年度	119																																	
昭和53年度	138																																	
昭和54年度	159																																	
⋮	⋮																																	
供用開始年度	交付税率																																	
昭和50年度～52年度	20%/㎡																																	
昭和53年度～56年度	40%/㎡																																	
昭和57年度～59年度	60%/㎡																																	
H元年度					<ul style="list-style-type: none"> ・繰出基準と投資補正の算入方法の乖離を是正 ・資本費単価が全国平均の資本費単価を超える分に係る繰出額の60%を措置する方法に変更。 	189																												
H2年度	供用開始から25年までの 公共下水道事業	<ul style="list-style-type: none"> ・供用開始年度によらず、法適・非適ごとに全国平均の1.5倍以上 <table border="1"> <tr><th>区分</th><th>資本費単価</th><th>全国平均</th></tr> <tr><td>法適用事業</td><td>112</td><td>→ 1.5倍</td></tr> <tr><td>法非適用事業</td><td>142</td><td>→ 1.5倍</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・対象資本費が低いほど、高措置率となるよう乗率を設定 <table border="1"> <tr><th colspan="2">法適用事業</th><th colspan="2">法非適用事業</th></tr> <tr><th>資本費単価</th><th>乗率</th><th>資本費単価</th><th>乗率</th></tr> <tr><td>～ 336</td><td>1.0</td><td>～ 426</td><td>1.0</td></tr> <tr><td>336超 ～ 560</td><td>0.75</td><td>426超 ～ 710</td><td>0.75</td></tr> <tr><td>560超 ～</td><td>0.5</td><td>710超 ～</td><td>0.5</td></tr> </table>	区分	資本費単価	全国平均	法適用事業	112	→ 1.5倍	法非適用事業	142	→ 1.5倍	法適用事業		法非適用事業		資本費単価	乗率	資本費単価	乗率	～ 336	1.0	～ 426	1.0	336超 ～ 560	0.75	426超 ～ 710	0.75	560超 ～	0.5	710超 ～	0.5	<ul style="list-style-type: none"> ・全国平均を基準とし、使用料単価に基づいて、資本費単価に一定の調整率を乗じる。 <p>2/3 (1+(当該団体の使用料単価→全国平均)/全国平均)</p> <p>当該団体の使用料単価が全国平均のときに2/3、全国平均の1.5倍以上の時に1となるよう設定。</p>		212
区分	資本費単価	全国平均																																
法適用事業	112	→ 1.5倍																																
法非適用事業	142	→ 1.5倍																																
法適用事業		法非適用事業																																
資本費単価	乗率	資本費単価	乗率																															
～ 336	1.0	～ 426	1.0																															
336超 ～ 560	0.75	426超 ～ 710	0.75																															
560超 ～	0.5	710超 ～	0.5																															
H4年度						293																												
H11年度	供用開始から25年までの 下水道事業 (特公及び流域を除く。以下同じ)					519																												
H15年度	供用開始6年から25年までの 下水道事業				45%措置	639																												
H16年度	供用開始6年以降の 下水道事業				<ul style="list-style-type: none"> ・6～25年 45%措置 ・26年目以降 9%措置 	924																												
H17年度	供用開始6年から30年までの 下水道事業		<ul style="list-style-type: none"> ・使用料適正化の観点から、150円をメルクマールとし、150円未満の場合は割落としを拡大 		<ul style="list-style-type: none"> ・6～25年 45%措置 ・26年目以降30年目まで 9%措置 	871																												
H18年度	供用開始から30年までの 下水道事業	<ul style="list-style-type: none"> ・汚水公費の創設 → 公費負担分控除後を対象 ・対象資本費が高いほど、高措置率となるよう乗率を設定 <table border="1"> <tr><th colspan="2">法適用事業</th><th colspan="2">法非適用事業</th></tr> <tr><th>資本費単価</th><th>乗率</th><th>資本費単価</th><th>乗率</th></tr> <tr><td>45以上67未満</td><td>0.8</td><td>45以上67未満</td><td>0.8</td></tr> <tr><td>67以上135未満</td><td>0.85</td><td>67以上135未満</td><td>0.85</td></tr> <tr><td>135以上</td><td>0.95</td><td>270以上</td><td>0.95</td></tr> </table>	法適用事業		法非適用事業		資本費単価	乗率	資本費単価	乗率	45以上67未満	0.8	45以上67未満	0.8	67以上135未満	0.85	67以上135未満	0.85	135以上	0.95	270以上	0.95				692								
法適用事業		法非適用事業																																
資本費単価	乗率	資本費単価	乗率																															
45以上67未満	0.8	45以上67未満	0.8																															
67以上135未満	0.85	67以上135未満	0.85																															
135以上	0.95	270以上	0.95																															
H20年度			<ul style="list-style-type: none"> ・使用料に係る経過措置廃止(150円未満は対象外) 			655																												

高資本費対策のベースとなる下水道財政モデル(平成元年3月)

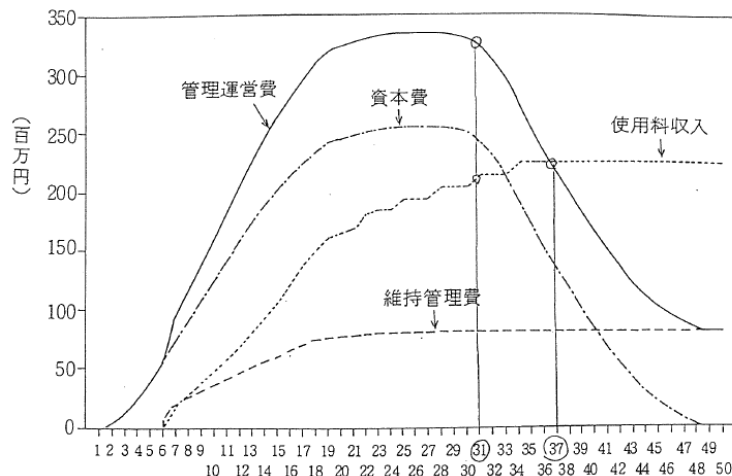
【使用料の標準モデル】

(前提)

- 地方公共団体の下水道事業について下記のケース毎に基本的条件(計画処理人口、計画処理面積、日平均処理水量、日最大処理水量、ポンプ場の箇所数、時間最大揚水量、全体建設事業期間)を設定し、標準的な建設計画に基づいて事業を実施した場合の建設事業費、管理運営費(施設の改築・更新等に要する経費は見込まず、また資本費平準化債及び高資本費対策を適用しないと仮定。)
- 使用料については、供用開始当初の使用料単価を水道料金並みに120円/㎡(昭和62年公共下水道事業の使用料単価の全国平均は88.3円/㎡)として、単年度収支が均衡するまで3年に1回5%ずつ使用料単価を改定すると仮定し、推計。

	計画処理人口5千人	計画処理人口1万人	計画処理人口3万人	計画処理人口5万人
建設事業費	28億円	63億円	124億円	250億円
経営分析	単年度収支は1年度目から36年度目まで赤字(16年度目にピーク→△0.8億円)であり、37年度目における使用料単価は186.2円/㎡である。	単年度収支は1年度目から36年度目まで赤字(15年度目にピーク→△1.6億円)であり、37年度目における使用料単価は186.2円/㎡である。	単年度収支は1年度目から30年度目まで赤字(15年度目にピーク→△2.1億円)であり、31年度目における使用料単価は177.3円/㎡である。	単年度収支は1年度目から30年度目まで赤字(15年度目にピーク→△3.4億円)であり、31年度目における使用料単価は168.9円/㎡である。

【長期収支推計(計画処理人口1万人)】



(前提)

- ・計画処理人口1万人
- ・建設開始後7年目に供用開始
- ・使用料単価120円/㎡(上水道料金の全国平均なみ)で当初設定し、その後単年度収支が均衡するまで3年に1回5%の改定を行う。

→供用開始後31年目で均衡

(建設開始後経過年度)

【参考】資本費平準化債の変遷

年度	対象事業	対象事業	起債対象	その他	交付税措置
昭和56年度	未稼働資産等債	公共下水道事業	未稼働資産(供用開始前分)に係る企業債元利償還金(法適用)	50%が起債対象	
昭和57年度	↓	<追加> 特定環境保全公共下水道事業	<追加> 未稼働資産(供用開始前分)に係る企業債元利償還金(非適用) 供用開始後の施設のうち未利用部分から発生する企業債利息(法適用)	50%→100%に改正	
昭和58年度		<追加> 流域下水道事業			
昭和59年度			<追加> 供用開始後の施設のうち未利用部分から発生する企業債利息(法非適用・一定の要件あり)		
昭和61年度	資本費平準化債			単独事業にかかる資本費等も対象とする所要の制度改正が行われ、「資本費平準化債」に名称変更	
平成2年度	↓			未利用部分に係る措置期間について、供用開始後15年目まで延長(従前は5年目まで)	
平成11年度		<追加> 農業集落排水事業、漁業集落排水事業、林業集落排水事業、簡易排水施設整備事業、小規模集合排水処理施設整備事業、特定地域生活排水処理施設事業及び個別排水処理施設整備事業	↓		
平成16年度			<追加> 企業債の元金償還期間と下水道処理施設の減価償却期間の差により生じる企業債元金償還金と減価償却費との差額を起債対象(拡大分)		資本費平準化債発行額の50%を発行年度の企業債元利償還費に対する措置額から控除し、後年度の資本費平準化債の元利償還費について措置
平成18年度				拡大分のみが資本費平準化債と定義 <拡大分> 資本費平準化債(元金償還金と減価償却費の差額) <従来分> 建設中元金(建設中元金、建設中利子) 未利用利子(未利用施設の利子)	↓
平成28年度				法非適用事業に係る資本費平準化債の発行可能額の算定方法変更	
平成31年度	↓	↓	↓	法適用後の資本費平準化債の発行可能額について、激変緩和措置	↓

供用開始年度と本格整備のズレ

- 現在、高資本費対策については、供用開始30年未満であることが要件の1つであるが、個別団体の事情により、本格的な下水道整備が供用開始前後から大きく遅れた時期になるケースも見られる。

○兵庫県香美町(特定環境保全公共下水道事業)の状況

- ✓ 平成2年:スキー場の整備に伴い、一部の限定した地域において供用を開始。
- ✓ ~10年後:町の中心部で供用を開始。
⇒ その結果、現在供用開始後約30年経過しているが、依然として資本費が高い状況にある。

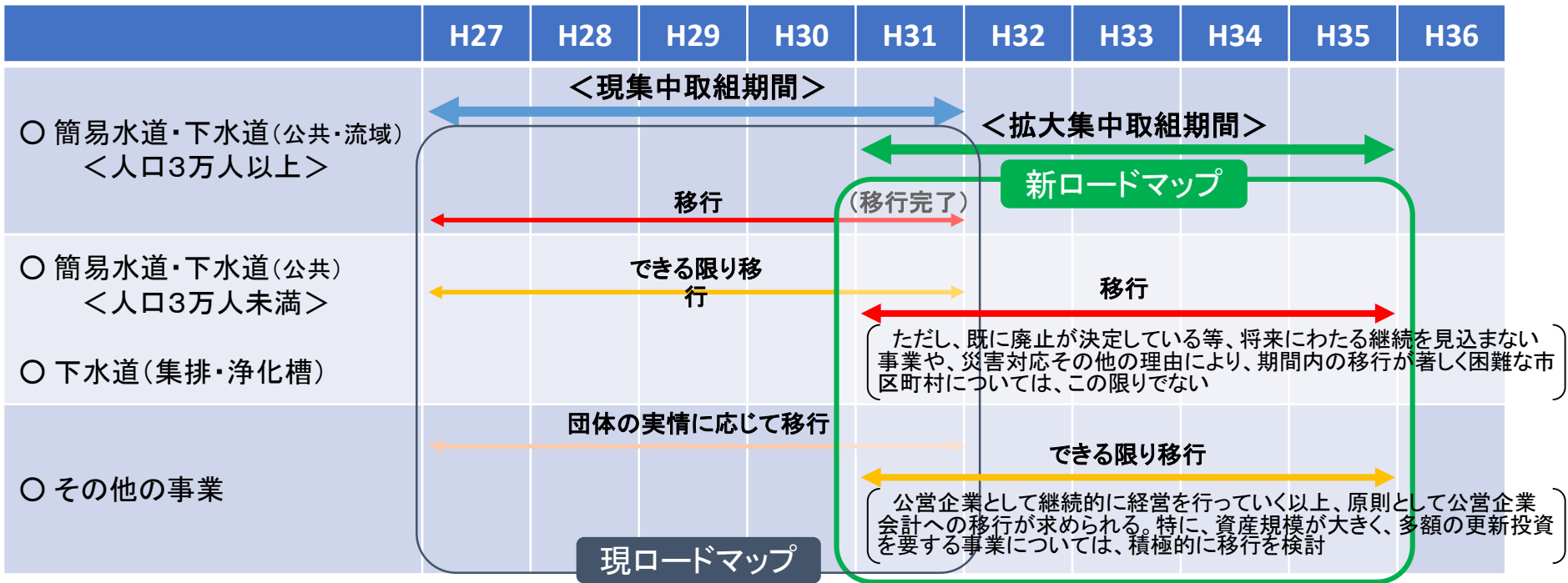
○新潟県上越市(公共下水道事業)の状況

- ✓ 供用開始は平成元年であるが、平成17年の市町村合併により処理区域が34倍(供用開始時の処理区域が90ha、H29年度末時点の処理区域が3,077ha)と広大となり、合併後にそれらの区域の下水道整備が本格化した。この結果55処理場を抱える状況となっており、幹線延長も長距離となっている。

公営企業会計の適用拡大に向けた新たなロードマップ

H27.1月
総務大臣通知等により要請

H31.1月
総務大臣通知等により要請



取組の推進
に向けて

新たなロードマップに基づき、小規模団体においても取組が着実に推進されるよう、引き続き地方財政措置を講ずるとともに、会計適用に係るマニュアル、専門人材による人的支援、都道府県による支援体制等の充実を図る。

今後の検討
の方向性

各地方公共団体における公営企業会計適用の進捗状況を踏まえ、地方公営企業法における財務規定等の適用範囲の拡大等、地方公営企業法の改正を含めた今後の公営企業制度のあり方について検討。